相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区由比二四三番地二、最後の住所静岡県静岡市清水区由比二四三番地の二　被相続人　亡　志田　和利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

静岡県静岡市清水区草薙一丁目八番二二号　岩崎西ビル二階　相続財産管理人　弁護士　久保田達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市二三八四番地、最後の住所静岡県沼津市下香貫柿原二八三四番地の一九　被相続人　亡　石川美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

静岡県沼津市市場町一二番七号のぞみ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　克樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市上山田七番、最後の住所静岡県浜松市初生町五九六番地の一アビタシオン戸塚三F　被相続人　亡　辰本　芳男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

愛媛県松山市喜与町二丁目三番地二三　相続財産管理人　弁護士　谷　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日向市美々津町三三四四番地、最後の住所宮崎県日向市大字塩見八〇二六番地　身体障害者療護施設しおみの里　被相続人　亡　日髙　俊郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

宮崎県日向市大字富高三五番地一　相続財産管理人　小田　英紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県具志川市字兼箇段一六〇六番地、最後の住所不明　被相続人　亡　友寄　米

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

沖縄県沖縄市松本三丁目一番三号久田ビル二〇三号　相続財産管理人　弁護士　島田　考人

無縁墳墓等改葬公告

墓地適正管理の為、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日迄にお申し出のない場合は無縁墓として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年七月二十四日

一　墳墓等所在地　東京都世田谷区若林四丁目三五番一号

一　墳墓等の名称　松陰神社松陰霊園

一　死亡者の本籍及び氏名　大分県大野郡清川村大字字田枝田一二八九番地六　佐藤家奥津城　佐藤康典

一　改葬を行おうとする者　東京都世田谷区若林四丁目三五番一号　宗教法人松陰神社　代表役員　齋藤　憲輝

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

㈡　登録番号　観光庁長官登録旅行業第一七二六号

㈢　商号　株式会社てるみくらぶ

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社自由自在　東京都渋谷区渋谷二丁目九番九号　代表取締役　山田千賀子

㈤　主たる営業所の所在地　東京都渋谷区渋谷二丁目一番一号

㈥　旅行業の登録年月日　平成十一年二月一日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十九年七月七日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は一億二千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十九年七月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会　会長　田川　博己

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第一種旅行業

㈡　登録番号　観光庁長官登録旅行業第一七八六号

㈢　商号　株式会社自由自在

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社自由自在　東京都渋谷区渋谷二丁目九番九号　代表取締役　山田千賀子

㈤　主たる営業所の所在地　東京都渋谷区渋谷二丁目九番九号

㈥　旅行業の登録年月日　平成十八年一月二十三日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十九年七月七日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は七千万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十九年七月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号　一般社団法人日本旅行業協会　会長　田川　博己

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成二十九年七月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年七月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月二十四日

神戸市長田区東尻池町七丁目九番二一号　株式会社千代田精機　確定給付企業年金清算人　植野　幸雄